

【商店街における「感染防止徹底宣言ステッカー」掲示協力に関する Q&A】

掲示するステッカーは東京都以外が発行するステッカーでもいいのですか。

この度、掲示の御協力を依頼させていただくステッカーは、東京都が発行する「感染防止徹底宣言ステッカー」になります。

対象施設は、具体的にはどのような店舗・事業所ですか。

商店街の会員である事業者の店舗・事業所が対象です。具体的には、当該施設を利用してサービス（※）を受けることを目的として主に不特定の者が集まる施設を表します。

※ 物販等も含みます。

なお、対象施設についてご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

『東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター』03（5388）0567

取組状況の報告は、報告様式の「ステッカー掲示施設一覧」以外でもいいですか。

原則、任意様式「ステッカー掲示施設一覧」を使用してください。但し、以下の必要事項が記載されていれば独自のものでも構いません。

- ①対象となる商店街の会員である事業者の店舗・事業所のすべて（ステッカー掲示の有無に関わらず、すべて）
- ②上記①のうちステッカーを掲示している会員である事業者の店舗・事業所

8月の時点で対象施設の8割以上がステッカー掲示を開始していますが、今回の報告の対象となりますか。

東京都ホームページへの公表及び知事のお礼状送付は、令和2年9月30日(木)までに、商店街の会員である事業者の店舗・事業所の8割以上が、ステッカー掲示を開始している商店街等を対象としています。そのため、9月30日(木)以前に、8割以上がステッカーを掲示していれば対象となります。なお報告書につきましては、9月1日(火)から10月30日(金)までにご提出ください。